

教師の資質能力の向上等について



総合教育政策局 教育人材政策課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

- 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について
- 中央教育審議会における議論(「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方)について
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律・基本指針について

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する**等の措置を講ずる。

概 要

1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

①任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。

＜記録の範囲＞

- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

②指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえると同時に、①の記録に係る情報を活用する。

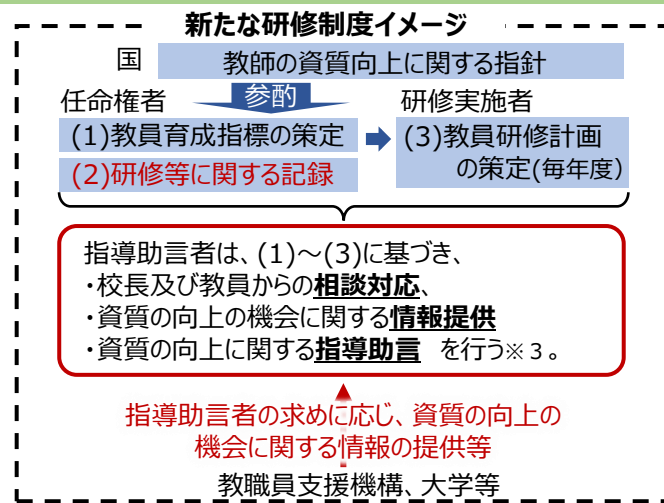
③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構（N I T S）や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。

④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。

※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。



2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

①普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。

②施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設ける。

3. その他(教育職員免許法の一部改正)

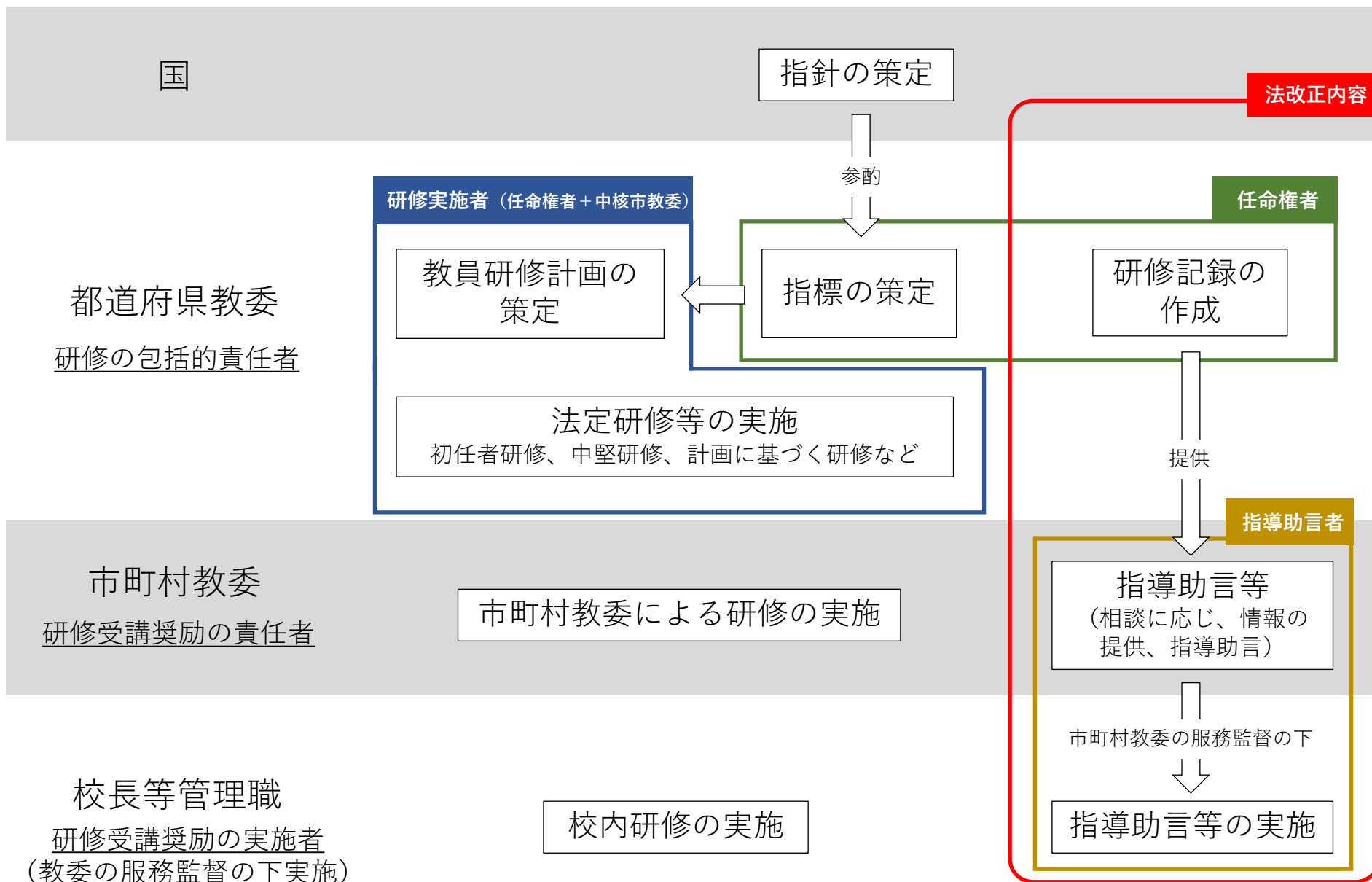
①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

②主として社会人を対象とする教職特別課程（普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程）について、修業年限を1年以上に弾力化する。

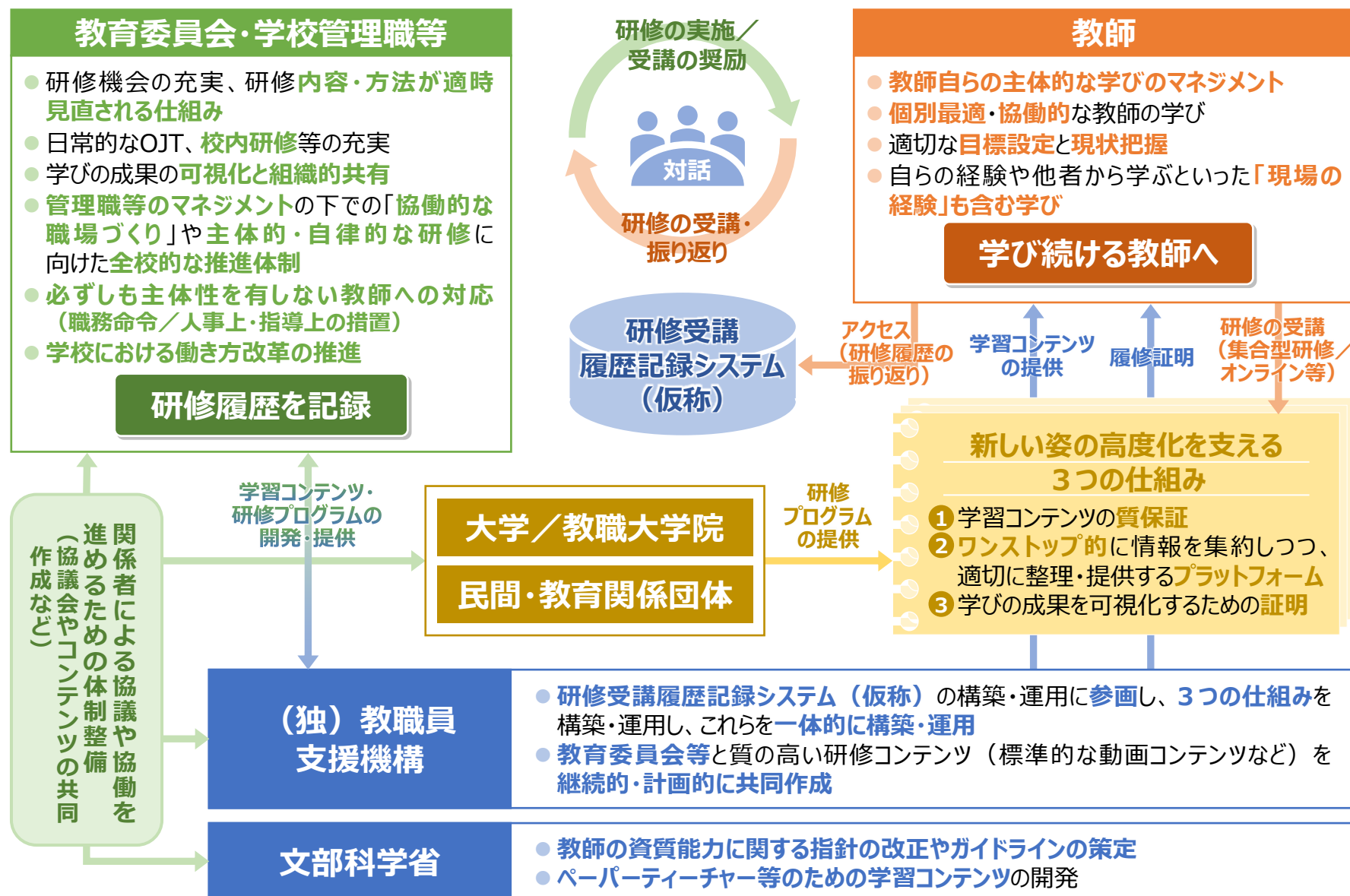
施行期日

令和4年7月1日（1.の規定は令和5年4月1日）

新たな研修の仕組みにおける主体の整理（県費負担教職員の場合）



「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿のイメージ



研修受講履歴を活用した対話に基づく受講奨励と振り返りの流れ（イメージ）

国

教師の資質向上に関する指針

参酌

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会（第6回）
（令和3年12月22日開催）資料

任命権者

教員育成指標の策定

教員研修計画の策定（毎年度）

教員研修計画には、研修受講履歴の記録・管理の目的・範囲・内容・方法、受講奨励の方法・時期等を記載

- ・受講履歴の記録の**範囲**：①任命権者実施研修・講習（法定研修や教育委員会が開設する免許法認定講習等）、大学院修学休業は**必須**
②職務研修や職専免研修など職務内容に関する研修は**可能な限り記録**
例：服務監督権者、教職員支援機構、大学、民間等が主催する研修・講習／校内研修・研究等／過去分（免許状更新講習を含む）など
（校内研修など研修の態様によっては、学校内で記録・管理することも考えられる）
③任命権者の判断によって、①②以外の研修も含めた多様な学びを記録することも可能
- ・受講履歴の記録の**内容**：研修名、研修内容、主催者、受講年度、時期・期間・時間、教員育成指標との関係、振り返りや気づきの内容、研修レポート等の成果物などから、研修の性質に応じて必須記録事項と記録が望ましい事項を規定
- ・受講履歴の記録の**方法**：システムへの入力 or 電子ファイルへの記入 or 研修カード（紙媒体）の作成 など
- ・受講履歴の記録の**時期**：（研修の態様によって）受講の都度 or 期末面談前 など
- ・**受講奨励の方法・時期**：例えば、人事評価の期首面談・期末面談の場を活用するなど各学校等に適した様々な機会を活用
※県費負担教職員の場合は、都道府県の計画を踏まえて、市町村が受講奨励の方法・時期等を定める

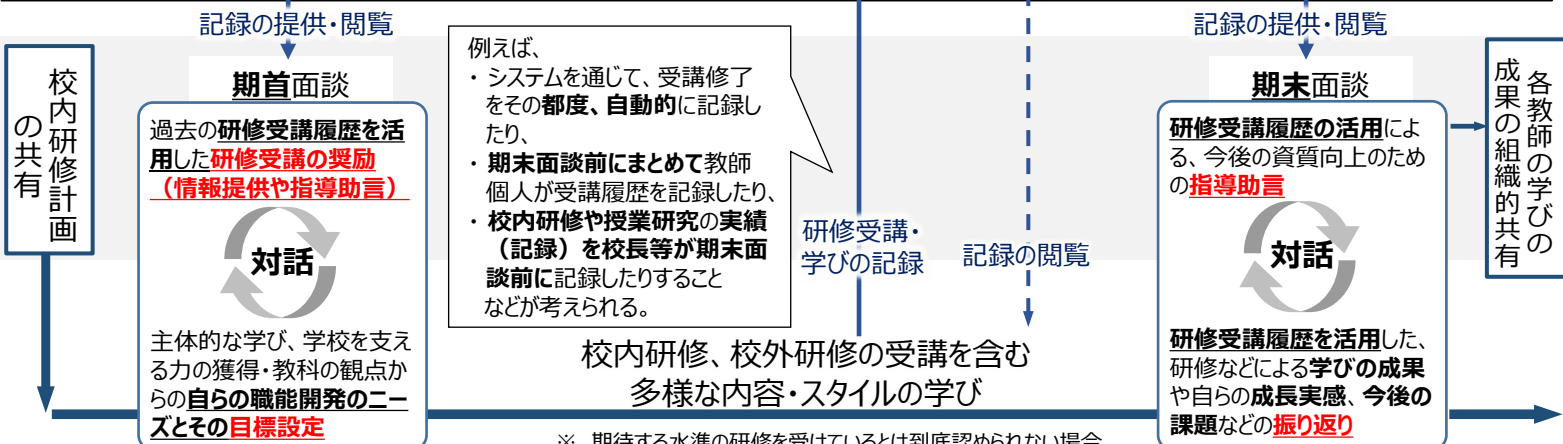
研修受講履歴の記録と管理（情報システムや電子ファイルなど） ※将来的に全国的なシステムの導入も考えられる

服務監督権者

受講奨励の方法・時期等を定めた要項の策定（教育委員会と校長の役割分担など）

校長等

教師



※ 期待する水準の研修を受けているとは到底認められない場合（校内研修にも参加していない等）は職務命令による研修受講も考えられる（従わない場合、指導上・人事上の措置も）

-
- 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について
 - 中央教育審議会における議論(「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方)について
 - 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律・基本指針について

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問） 【概要】

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【令和3年1月26日】のポイント
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

①教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・①を踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方

④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

⑤教師を支える環境整備

・教師を支える環境整備

・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

◆教員免許更新制度導入後の社会的変化

1. 社会的変化の速度向上と非連続化を受けた学びの在り方の変化
2. 教師の研修環境の変化（体系的かつ効果的な研修体制の樹立、国公私・地域の別を問わないオンラインによる研修コンテンツの充実等）

◆「令和の日本型学校教育」を担う教師の学び

1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿

- 学び続ける教師
- 教師の継続的な学びを支える主体的な姿勢
- 個別最適な教師の学び、協働的な教師の学び
- 適切な目標設定・現状把握、積極的な「対話」
- 質の高い有意義な学習コンテンツ
- 学びの成果の可視化と組織的共有

2. 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて早急に講ずべき方策

- 公立学校教師に対する学びの契機と機会の確実な提供（履歴の記録管理、受講奨励）
 - ・ 文部科学省においては、任命権者が、教師が教員研修計画に基づき受けた研修の履歴等を記録及び管理し、当該履歴を活用しながら、任命権者や服務監督権者・学校管理職等が、教師との対話を通じて、教師に計画的かつ効果的な資質の向上を図るための研修の受講を奨励することを義務付けることを検討すべきである。その際、市町村教育委員会の行う研修や学校における校内研修・授業研究なども含めたような研修の履歴等を含む仕組みにすることが望まれる。
 - ・ 任命権者が当該履歴を記録管理する過程で、期待する水準の研修を受けていると到底認められない教師には職務命令による研修の受講や、職務命令に従わない場合には適切な人事上又は指導上の措置を講じることが考えられ、こうしたことを国が定める指針の中で明らかにすべきである。
- 現職研修のさらなる充実に向けた国による指針の改正
 - ・ 教員育成指標や教員研修計画を策定する際に任命権者が参酌する国の指針において、時代の変化に応じて教師が身に付けるべき資質能力など基本的な視点を明らかにすべきである。
- 国公立学校の教師を通じて資質能力を向上する機会の充実
- 教職に就いていない者のための学習コンテンツの開発

3. 準備が整い次第講ずべき事項と具体的方向性

- 研修履歴を管理する仕組みの高度化
 - ・ 研修受講履歴管理システムの導入
- 新しい姿の高度化を支える3つの仕組み
 - ・ 学習コンテンツの質保証
 - ・ ワンストップ的に情報を集約し、適切に整理・提供するプラットフォーム
 - ・ 学びの成果を可視化するための証明の仕組み
- 教職員支援機構の果たすべき役割
 - ・ 全国的な研修・支援のハブ機能を有する教職員支援機構において、研修受講履歴管理システムの構築・運用に参画し、また、3つの仕組みを構築・運用し、これらを一体的に構築・運用
 - ・ 都道府県教育委員会等の任命権者等との共同（共同的な研修の作成・実施等）
 - ・ 基礎的な知識・技能を身に付けるための標準的な動画コンテンツの作成等

◆「新たな教師の学びの姿」と教員免許更新制

- 教員免許更新制は、教師の学びの機会の拡大など、一定の成果は上がってきたものの、
- ・ 更新しなければ職務上の地位の喪失を招きかねず、自律的かつ主体的に学ぶ姿勢は発揮されにくい。
 - ・ 10年に1度の講習は、常に最新の知識技能を学び続けていくことと整合的でない。
 - ・ 個別最適な学びが求められる中で、共通に求められる内容を中心とする更新制とは方向性が異なっている。
 - ・ 「現場の経験」を重視した学びは更新制の客観的な要件として位置付けることが困難である。
 - ・ 免許状更新講習の受講は、本質的に個人的なものとならざるを得ず、組織的なものとする上で限界がある。

「新たな教師の学びの姿」を実現するための方策を講ずることで、教員免許更新制が制度的に担保したものは総じて代替できる状況が生じることなどから、上記2. の早急に講ずべき方策と同時に、**教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現し、教師の専門職性の高度化を進めていく。**

I. これまでの議論の整理

教師個人と学校組織

新たな教師の学びについて

学校管理職に求められる役割

多様な専門性を有する質の高い
教職員集団を構成する人材の育成

II. 検討の方向性

養成

教師に求められる基礎的な資質能力と教職課程の見直し

教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

特定分野に強みや専門性を持った教師の養成・採用

教育委員会における大学・教職大学院との連携協働の促進

採用

教職への志望動向に関する実態把握

人物重視の多面的な採用選考

教員採用選考試験の実施スケジュールの在り方

効果的・効率的な教員採用選考試験の実施

社会人等の登用促進

特別免許状制度の改善、特別非常勤講師制度の改善、教員資格認定試験の見直し等

研修

学校管理職（特に校長）に求められる資質能力の明確化

新たな教師の学びの姿の実現に向けた体制整備



「基本問題小委員会」において専門的な議論を深め、令和4年夏頃までを目途に一定の結論を得る

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針の改訂について（概要）

- 特別免許状とは、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。
- 全国で200件程度の活用に留まり、**私立高校や英語・看護の教科に偏った授与状況を改善し、公立学校や小中学校でより一層の特別免許状の活用が進むよう指針を改訂。**

令和3年5月11日改訂・公表

【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

※黒字は改訂前、赤字は改訂後のポイント

1. 教員としての資質の確認

（1）教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②のいずれかに該当すること）。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において**教科に関する授業に携わった経験**

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

改訂のポイント2

600時間要件の廃止。例えば、特別非常勤講師制度を活用して継続的に1学期間以上勤務する場合も含まれる。

改訂のポイント1

確認基準によらない特別免許状の授与

例）オリンピック等国際大会の出場者 → 体育等
国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等
博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

又は

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験等**（企業、外国にある教育施設等におけるもの）

【概ね3年以上】

（例）・企業等における英語等による勤務経験
・教科に関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

改訂のポイント3

NPO等での多様な勤務経験も加味

（2）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認）

改訂のポイント4

学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認する。

改訂のポイント5

任命者及び雇用者が勤務状況を把握している場合は、面接によらない確認も可能

【その他】

改訂のポイント6

市町村教委や学校法人の要望を考慮、受付時期や手続処理の利便性の向上

- （1）各都道府県教育委員会においては、**域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携**し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、**申請手続の整備及び周知を行う**こと。
- （2）勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で**特別免許状所有者の研修計画を立案、実施**すること。
- （3）基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。
- （4）特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること（2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする）。

改訂のポイント7

都道府県教委等による研修の促進

改訂のポイント8 配置割合の基準廃止

特別免許状の授与に係る運用実態調査及び都道府県教育委員会への依頼通知について

1. 特別免許状授与基準等に関するアンケート調査（令和3年10月実施）

＜調査時点における都道府県教育委員会の回答＞（単位：都道府県）

質問事項	はい	いいえ
特別免許状の授与基準を定めているか	43	4*
授与の基準について誰でも確認出来るようHPで公表しているか	6	37
特定の教科のみ特別免許状を授与するなどの限定的な運用をしているか	5	42
都道府県が自ら推薦状を発行し、特別免許状を授与した事例はあるか	28	19

* 授与基準を定めていない理由は、「国の指針に基づいて運用しているため（2件）」、「基準を定めると協議会が形式的になるため」、「事例が少なく基準を定めるのが困難なため」。

＜令和2年度の教育職員検定受付回数＞（単位：都道府県）

随時	1回	2回	3回	4回	5回以上	未回答
16	20	7	2	0	1	1

【主な問題点】

- ・ 未だに授与基準を整備していない都道府県がある
- ・ 特定の教科のみに限定した運用や受付時期を年1回に設定する運用がなされ、特別免許状の活用を望む市町村教育委員会や学校法人のニーズが実質的に制約されている
- ・ 多くの都道府県教育委員会において自ら推薦状を発行した事例がない

2. 「特別免許状授与の授与に係る教育職員検定等に関する通知」の改訂を踏まえた積極的な取組の依頼について（令和4年3月31日通知）

（都道府県教育委員会に対し、以下とおり更なる取組を依頼）

- 都道府県教育委員会においては、指針を踏まえ、次のことが求められること。
 - ・ 教科に関する実績や資格等を有する者に対して積極的に授与が行えるような基準の緩和
 - ・ 受付時期について申請を常時受け付ける等できるだけ迅速な手続につながる改善を図ること
 - ・ 審査基準を明確化し周知する等手続の透明化を図ること
 - ・ 特別免許状の授与候補者が勤務する予定の市町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望を十分考慮した上で、積極的に特別免許状を発行すること
 - ・ 既に特別免許状を授与された教員が、当該免許状を発行した都道府県以外での勤務を希望した場合に、希望した都道府県においても速やかに特別免許状が発行されるよう、審査の短縮についての取組を行うこと
- こうした指針に示された在り方を踏まえつつ、**基準の策定や運用の見直し**により積極的な特別免許状の授与が行われるよう改めて取組を検討すること。

結果を
踏まえ
通知

教師不足に対応するための教員免許状等に係る留意事項について（R4. 4. 20事務連絡）

- 臨時的任用教員等の確保ができず学校へ配置する予定の教師の数に欠員が生じる「教師不足」について、複数の教育委員会からの聞き取りによると、今年度も依然として厳しい状況が発生していると聞いているところ。
- 文部科学省としては、教師確保に向けた取組について情報収集・横展開を行うほか、学校における働き方改革、教職の魅力向上、計画的な教員採用の促進などの取組を総合的に進めていくこととしている。
- 令和4年4月20日には、各教育委員会において教師確保に向けた各種取組を進めていただく際に、教員免許状等について留意いただきたいことをまとめた事務連絡を发出。
- 令和4年4月22日には、本事務連絡の内容について、各教育委員会へのオンライン説明会を実施。

概要

1. 特別免許状の積極的な活用について

- 文部科学省においては、特別免許状の授与について、授与が高等学校や英語、看護といった教科に偏っていることや公立学校での授与が進んでいないことといった課題も見られたことを踏まえ、令和3年5月11日に「特定免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」（以下、「指針」という。）を改訂したところ。
- 各教育委員会においては、同指針を踏まえ、博士号取得や、各種競技会、コンクール、展覧会等における実績、教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を有する者等に対して積極的に授与が行えるよう基準の緩和をすることに加え、当該基準や申請手続の周知、特別免許状を活用した教員採用実績（学校種・教科別）や採用計画（数値目標を含む）の公表等により特別免許状を活用した入職について透明化を図るなど、積極的に制度を活用してほしいこと。
- 特に小学校教諭の特別免許状の授与に当たっては、授与候補者の専門的な知識経験等に基づく複数教科の授与や、小学校高学年における教科担任制の推進を見据えた専科指導の対象教科（例えば、外国語、理科、算数及び体育）の授与についても、積極的に検討をお願いしたいこと。

2. 臨時免許状の適切な授与について

- 深刻化している小学校における教師不足への対応として、中学校教諭の普通免許状を所持する者に小学校の臨時免許状を授与する、過去免許状を取得したものの免許状の未更新により免許状が失効又は休眠状態となっている者に臨時免許状を授与することなどが考えられるところであり、当該免許状の趣旨を踏まえつつ、適切に対応いただきたいこと。
- 申請から授与までの手続が速やかに処理されるよう、提出書類の効率化なども含め、改めて授与手続の迅速化に向けた検討をお願いしたいこと。

3. 教職経験のない者を採用する際の研修について

- 特別免許状・臨時免許状をもって採用される者については、一般的に教職に関する知識・技能に通じていないことが想定されることから、採用前後に、必要な研修を実施したり、促したりすることが考えられること。このような教職経験のない者を採用する各都道府県・指定都市教育委員会等においては、独立行政法人教職員支援機構が提供しているオンデマンド研修動画「校内研修シリーズ」等の活用も含め、適切な研修を企画・実施するようお願いしたいこと。
- 文部科学省では、令和4年度予算において、教員免許状を保有するものの、教職には就いていない者（いわゆるペーパーティーチャー）や、特別免許状をもって採用される者に対し、円滑な入職を支援するオンライン研修コンテンツの開発するための経費を計上しているところであり、事業の進捗を踏まえつつ、適時情報提供すること。

-
- 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について
 - 中央教育審議会における議論(「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方)について
 - 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律・基本指針について

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 一部の規定を除き、法の施行日を令和4年4月1日とする政令を公布。（※データベース関係の規定は、法の公布の日から起算して二年以内に施行。）

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者
教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員
特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：
①児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
②児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
③児童ポルノ法違反、④痴漢行為又は盗撮行為、⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ
※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。
※ 刑事罰とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
 - ・国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
 - ・免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・都道府県教委に設置
 - ・組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

1. はじめに（抄）

- 本来、児童生徒等を守り育てる立場にある**教育職員等**が、児童生徒等に対し「**魂の殺人**」とも呼ばれる性暴力等を行うことは、言語道断である。しかし、**児童生徒性暴力等に当たる行為により懲戒免職等を受ける教育職員等は後を絶たず**、なかには、**教師という権威と信頼を悪用し、被害児童生徒等が自身の被害に気付かないように性暴力に至ったケースなど**、人として到底許されない事件も見受けられ、**事態は極めて深刻な状況にある**。加えて、一部の教育職員等による加害行為により、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の教育職員等の社会的な尊厳が毀損されることはあってはならない。
- こうした状況を受け、第204回国会において、「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**」が**5派共同提案により提出され、衆参全会一致で成立した**。本法により、**教育職員等による児童生徒性暴力等は全て法律違反とされたほか**、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備された。
- **今もまさに被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいるかもしれないことに思いを巡らせれば、法の施策の実施には、全力の限りを尽くさなければならない**。「社会の宝」である子供を児童生徒性暴力等から守り抜くことは、全ての大人の責任であり、社会全体に課された課題である。**文部科学省はもとより、学校、教育委員会、学校法人、警察等の関係者は、法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要がある**。本基本指針は、こうした認識の下、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2. 児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの学校・教育委員会等の対応 関係

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のため、学校の設置者及びその学校において**定期的なアンケート調査等**を実施。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した**教育相談体制を整備**。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、**学校・学校の設置者・所轄の警察署で情報共有**を図り、迅速に対処するとともに、**被害児童生徒等に必要な保護・支援**を実施。（被害児童生徒等を徹底して守り抜く。悪しき仲間意識等から必要な対応を行わないことがあってはならない。）
- **学校の設置者は、初期段階から事案の対処のために積極的に対応**。**専門家の協力**を得て、公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査を実施し、懲戒処分等の厳正な対処につなげる。

3. データベース 関係

- 任命権者等においてデータベースが適切かつ有効に活用されるよう、国は、具体的な運用マニュアルを作成・周知。
- 免許管理者（都道府県教育委員会）は、当該都道府県において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、当該者の情報をデータベースに迅速に記録。また、データベースに記録する情報の期間は、**当面、少なくとも40年間分**の記録を蓄積。
- 免許管理者は、**法の基本理念（教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）を踏まえ、法の施行日より前に児童生徒性暴力等に相当するような行為を行ったことにより免許状が失効等した者に関する情報についても、データベースに記録。**
- **データベースの活用は教育職員等を任命又は雇用しようとするすべての任命権者等に義務付けられており、任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施。**

4. 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査 関係

- **児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならない**ということが、再授与審査の基本的な趣旨。
- 授与権者は、再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断。
- 法の基本理念を踏まえ、再授与を行うためには、**少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要であり、児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当。**
- 免許状の再授与が適当であることの**証明責任は申請者自身**にあり、当該申請者自身が必要書類を調べ、授与権者に提出。
- 再授与審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により、**原則として、出席委員の全会一致をもって議決。**

※ 文部科学省は、再授与審査に関して**全国で統一的な運用**を図るため、

- ①**再授与審査の基本的な考え方、再授与が不適当と考えられる例、主な考慮要素や提出書類例**を基本指針において示すとともに、
- ②**職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有**や専門家の共通理解を図る取組等、必要な支援を実施。